

3章 良好な景観の形成ための行為の制限に関する事項

1. 釧路市全域における行為の制限等(景観計画重点区域、景観形成推進区域を除く)

釧路市全域（景観計画重点区域、景観形成推進区域を除く）における、*景観法に基づく届出対象行為及び良好な景観の形成を図るための基準（以下「景観形成基準」という。）を次のとおりとします。

(1) 届出対象行為

①建築物の建築等（*景観法第16条第1項第1号に掲げる行為）

行為の区分	規 模
新築、増築、改築又は移転	高さが13m又は*延べ面積が1,500㎡を超えるもの
外観を変更することとなる修繕若しくは*模様替又は色彩の変更	上記の規模を超えるもので、一壁面の変更面積がその面の1/2を超えるもの

②工作物の建設等（*景観法第16条第1項第2号に掲げる行為）

種別・内容	行為の区分	規 模
木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート柱、その他これらに類するもの	新築、増築、改築又は移転	高さが15mを超えるもの（建築物と一体となって設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが15mを超えるもの）
	外観を変更することとなる修繕若しくは*模様替又は色彩の変更	上記の規模を超えるもので、変更面積が全体の1/2を超えるもの
上記以外の工作物	新築、増築、改築又は移転	高さが8mを超えるもの（建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の高さが8m、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13mを超えるもの）
	外観を変更することとなる修繕若しくは*模様替又は色彩の変更	上記の規模を超えるもので、変更面積が全体の1/2を超えるもの

③開発行為（*景観法第16条第1項第3号に掲げる行為）

行為の区分	規 模
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	土地の面積が10,000㎡を超えるもの

(2) 景観形成基準

区 分	基 準		
建築物	配 置	・地域の特性や周辺景観との調和に配慮した配置とする。 ・地域の良好な*眺望景観を阻害しないように配慮する。	
	形態 *意匠	全 般	・地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態・*意匠とする。 ・建築物全体を統一感のある形態・*意匠とする。
		壁面設備	・給排水管、*ダクト等は、外壁面に露出しないよう配慮する。 ・やむを得ず露出する場合は、壁面と同一色調となるよう配慮する。
		屋上設備	・屋上設備等は、道路等の公共空間から見えにくい位置に設置する。 ・やむを得ない場合は、壁面を立ち上げるか覆いを設けるよう配慮する。
		屋外階段	・建築物と調和した形態、材料、色彩となるよう配慮する。
	バルコニー ベランダ	・洗濯物等が道路等の公共空間から直接見えにくい構造、*意匠となるよう配慮する。	
	色 彩	・街並みや周辺景観との調和に配慮した色彩とする。 ・複数の色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和・バランスに配慮する。	
*外 構	・道路等の公共空間に面した空間は、沿道としての一体感や連続性の確保に配慮し、可能な限り修景を行う。 ・敷地内の植栽等に努め、緑の空間形成に配慮する。		
工作物	配 置	・地域の良好な*眺望景観を阻害しないように配慮すること。	
	形態、*意匠	・周辺に突出感、違和感を与えない形態、*意匠となるように配慮する。	
	色 彩	・街並みや周辺景観との調和に配慮した色彩とする。 ・複数の色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和・バランスに配慮する。	
	*外 構	・道路等の公共空間に面した空間は、植栽等を行い、周辺に圧迫感を与えないように配慮する。 ・敷地内の植栽等に努め、緑の空間形成に配慮する。	
開発行為	・周辺地域の*スカイラインを乱さないように努める。 ・境界部や道路等は、植栽や街路樹で周辺に圧迫感を与えないように配慮する。 ・周辺景観との調和や歩行者等に対する優しさに配慮する。		
共 通	・街並みを美しく保つため、形態や材料等については、維持管理の責任の持てるものとする。 ・建築物等のライトアップは、周辺環境等への影響に配慮する。 ・電飾物等に使用する色彩については、けばけばしい色を避け、周辺景観を阻害しないように配慮する。		

2. 景観計画重点区域における行為の制限等

景観計画重点区域における行為の制限等については、区域ごとに届出対象行為及び景観形成基準を定めるものとします。

3. 景観形成推進区域における行為の制限等

景観形成推進区域における、*景観法に基づく届出対象行為及び景観形成基準を次のとおりとします。

(1) 道道釧路空港線周辺地区

1) 届出対象行為

- ①建築物の新築、増築、改築又は移転
- ②建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは*模様替又は色彩の変更(一壁面の変更面積がその面の1/2を超えるもの)
- ③工作物の新築、増築、改築又は移転(建築確認が必要なもの)
- ④工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは*模様替又は色彩の変更(変更面積が全体の1/2を超えるもの)
- ⑤土地の形質の変更
- ⑥樹木の伐採

2) 景観形成基準

区分		基準	
建築物	配置	・地域の特性や周辺景観との調和に配慮した配置とする。 ・地域の良好な*眺望景観を阻害しないように配慮する。	
	形態 *意匠	全般	・地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態・*意匠とする。 ・建築物全体を統一感のある形態・*意匠とする。
		壁面設備	・給排水管、*ダクト等は、外壁面に露出しないよう配慮する。 ・やむを得ず露出する場合は、壁面と同一色調となるよう配慮する。
		屋上設備	・屋上設備等は、道路等の公共空間から見えにくい位置に設置する。 ・やむを得ない場合は、壁面を立ち上げるか覆いを設けるよう配慮する。
		屋外階段	・建築物と調和した形態、材料、色彩となるよう配慮する。
	バルコニー ベランダ	・洗濯物等が道路等の公共空間から直接見えにくい構造、*意匠となるよう配慮する。	
	色彩	・街並みや周辺景観との調和に配慮した色彩とする。 ・複数の色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和・バランスに配慮する。	
*外構	・道路等の公共空間に面した空間は、沿道としての一体感や連続性の確保に配慮し、可能な限り修景を行う。 ・敷地内の植栽等に努め、緑の空間形成に配慮する。		
その他	・美観を保持しやすい材質の使用に努める。		

工作物	配置	・地域の良好な*眺望景観を阻害しないように配慮すること。
	形態、*意匠	・周辺に突出感、違和感を与えない形態、*意匠となるように配慮する。
	色彩	・街並みや周辺景観との調和に配慮した色彩とする。 ・複数の色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和・バランスに配慮する。
	*外構	・道路等の公共空間に面した空間は、植栽等を行い、周辺に圧迫感を与えないように配慮する。 ・敷地内の植栽等に努め、緑の空間形成に配慮する。
土地の形質変更		・周辺地域の*スカイラインを乱さないように努める。 ・境界部や道路等は、植栽や街路樹で周辺に圧迫感を与えないように配慮する。 ・周辺景観との調和や歩行者等に対する優しさに配慮する。
共通	その他	・街並みを美しく保つため、形態や材料等については、維持管理の責任の持てるものとする。 ・建築物等のライトアップは、周辺環境等への影響に配慮する。 ・電飾物等に使用する色彩については、けばけばしい色を避け、周辺景観を阻害しないように配慮する。

4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

1. 景観重要建造物の指定の方針

市民などに親しまれている景観上重要な建造物において、道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次の基準のいずれかに該当する建造物について、所有者の意見を聴いた上で、「景観重要建造物」として指定します。

- 特徴的な外観を有し、地域のシンボリックな存在として周辺の景観を先導するなど、地域の良好な景観形成に重要なもの。
- 地域の自然、歴史、文化、生活などからみて、地域の景観を特徴づける外観を有しているもの。

2. 景観重要樹木の指定の方針

市民などに親しまれている景観上重要な樹木において、道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次の基準のいずれかに該当する樹木について、所有者の意見を聴いた上で、「景観重要樹木」として指定します。

- 樹高や樹形などの外観上の特徴を有し、地域のシンボリックな存在として、地域の良好な景観形成に重要なもの。
- 地域の自然、歴史、文化、生活などからみて、地域の景観を特徴づける樹容を有しているもの。

5章 公共施設の景観形成に関する事項

1. 公共施設の整備に関する基本的な考え方

道路、河川、公園、公営住宅、学校などの公共施設は、本市の景観の骨格を形成するとともに、地域のシンボルとなるものであり、本計画に基づき本市の良好な景観形成の先導的な役割を果たす必要があります。

そのため、公共施設の整備に当たっては、周辺の環境や街並み、歴史的、文化的景観資源との調和を図り、良好な景観形成の推進を図ります。

また、良好な景観形成を効果的に進めるために必要がある場合については、国や北海道に対しても協力を求めるものとします。

2. 景観重要公共施設の基本的な考え方

地域の景観の核として市民に親しまれている道路や河川等、*ランドマークとなっている公共施設など、本市の良好な景観を形成する上で特に重要な公共施設について、管理者と協議の上、*景観法に基づく「景観重要公共施設」として位置づけ、それらの整備方針を定め、積極的に整備を推進していくものとします。

6章 *屋外広告物に関する事項

*屋外広告物は、景観を構成する重要な要素の一つであり、情報の提供、地域の賑わいや活気の創出といった効果がある一方、無秩序な設置により良好な景観を阻害する要素も持ち合わせています。

このため、現在、北海道が屋外広告物法に基づき「*北海道屋外広告物条例」を制定し、*屋外広告物の適切な誘導等に関するルールを定めております。

本市においては、北海道と連携を図りながら「*北海道屋外広告物条例」を適切に運用することにより、良好な景観形成の誘導を図っていきます。

また、今後、鈞路らしい良好な景観形成を推進する上で必要がある場合、*屋外広告物に関する本市独自のルールづくりについて検討を行っていきます。

7章 景観形成の推進方策

1. 市民・事業者・行政の協働による景観づくり

(1) 市民、事業者と行政の協働

魅力あるまちを創造する釧路らしい景観形成の推進には、市民・*NPO、事業者、行政がそれぞれ次の役割を担うとともに、相互に意見交換しながら、持続的な景観づくりを進めていくことが必要です。

- 市民は、自らが景観づくりの主体であることを認識し、主体的な景観づくりに係る活動に努めるとともに、市が実施する景観づくりに協力する。
- 事業者は、事業活動に際し、景観づくりに自ら努めるとともに、市が実施する景観づくりに協力する。
- 市は、市民、事業者の意見の把握に努めながら、景観づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。

(2) 市民・事業者の主体的な景観の形成への啓発、支援

① 広報・普及啓発

景観づくりを進めるためには、市民の理解が必要不可欠です。また、民間事業者の一部には、景観づくりは経済活動を規制するものという意識があります。

そのため、景観づくりについて、地域の経済活動を活性化する上で必要不可欠であることや、市民の暮らしを豊かにする上でも重要であることを十分に理解してもらうことが必要であり、市民等への広報や普及啓発に努めます。

- 広報誌、ホームページなどによる情報提供
- 景観計画等の普及啓発を図るため、概要版やパンフレット等の作成・配布
- 景観セミナーやシンポジウム等による啓発
- 景観形成を担う人材の育成

② 表彰制度

良好な景観形成について市民の関心や理解を深め、自発的な景観形成の取組を進めるため、釧路らしい景観づくりに貢献している個人・団体の取組に対して表彰を行っていきます。

2. 景観形成の推進体制

(1) *釧路市景観審議会及び色彩部会

本市ではこれまで、現行の*釧路市景観条例において、「景観計画」の策定や「*釧路市景観賞」の選考など、釧路らしい景観づくりに関する事項を調査審議する機関として*釧路市景観審議会（以下「審議会」という。）を位置付けてきました。

また、審議会に色彩部会を設置し、市が整備する公共施設の色彩についての意見を伺ってきました。

今後も、この審議会や色彩部会を景観計画の変更、景観計画重点区域や景観形成推進区域の指定など、本市の景観形成に重要な事項に関する調査審査機関として位置づけます。

(2) 行政機関との連携

本市の良好な景観形成を推進するためには、国や北海道、近隣町村などの各行政機関との連携・協力が不可欠であり、次の事項について関係機関との協議・調整を図っていきます。

- 公共施設の建築等における事前通知制度による協議・調整
- 景観重要公共施設の指定に係る協議・調整
- 各種景観関連事業推進に係る協議

(3) その他法制度の活用

① *景観整備機構（*景観法第92条関係）

景観重要建造物又は景観重要樹木の指定などが行われた場合において、景観の保全及び整備能力の有無などを勘案し、良好な景観形成を担う主体として、必要に応じて指定します。

② *景観協議会（*景観法第15条関係）

景観重要公共施設の整備計画の検討、景観計画重点区域や景観形成推進区域における景観形成基準や方策の検討など、景観計画に基づく良好な景観形成のために必要な協議を行う場として、積極的な活用を図ります。

③ *景観協定（*景観法第81条関係）

景観計画区域内の一定の区域において、地域住民等の合意のもとに締結される協定であり、*建築協定や*緑地協定などと同様に地域の実情を踏まえながら積極的な活用を促進します。